

**令和4年度農地等利用最適化推進に関する意見
及び県農業等施策並びに予算に関する要望書**

令和3年10月15日

一般社団法人 栃木県農業会議

令和4年度農地等利用最適化推進に関する意見 及び県農業等施策並びに予算に関する要望書

我が国の農業・農村の現場は、農業就業者の高齢化や担い手不足、農地の荒廃、国際化の進行による競争の激化など、極めて厳しい状況にあります。

こうした中、平成28年4月から農業委員会等に関する法律の改正法が施行され、「農地等の利用の最適化の推進」に関する事項が農業委員会の最も重要な必須事務に位置づけられました。

担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生の防止・解消、新規参入の促進による農地等の利用の効率化及び高度化の促進について、農業委員会組織を挙げて積極的に取り組んでおりますが、より一層効率的・効果的に実施するための具体的な意見を提出することになりました。

この度、一般社団法人栃木県農業会議は改正法第53条第1項の規定に基づき、国際農業交渉への対応、担い手への農地集積・集約化施策の改善方策、遊休農地の発生防止・解消対策、担い手・経営対策の推進、活力ある地域振興に向けた対策の強化、新たな農業委員会制度の定着支援とネットワーク機能の強化、を内容とする農地等利用最適化推進施策の改善に向けた意見を提出いたします。

また、県内各市町農業委員会をはじめ、地方農業振興協議会、県段階の各農漁業団体から令和4年度の県農業等に関する施策並びに予算要望を取りまとめましたので、今後とも農業者等がその経営に誇りと希望を持って意欲的に取り組めるよう、その環境づくりに格別のご配慮を賜わりますよう要望いたします。

令和3年10月15日

栃木県知事

福田富一 殿

栃木県議会議長

阿部寿一 殿

一般社団法人 栃木県農業会議
会長 國井正幸

目 次

I 令和4年度農地等利用最適化推進に関する意見

1. 一般社団法人 栃木県農業会議 1

II 令和4年度県農業等施策並びに予算に関する要望書

1. 農協農政対策栃木県本部 7

　　|
　　| 栃木県農業協同組合中央会
　　|
　　| 全国農業協同組合連合会栃木県本部
　　|
　　| 全国共済農業協同組合連合会栃木県本部
　　|
　　| 栃木県農業信用基金協会
　　|
　　| 公益社団法人 栃木県米麦改良協会
　　|
　　| 一般社団法人 とちぎ農産物マーケティング協会
　　|
　　| 農林中央金庫宇都宮支店

2. 栃木県農業共済組合 10

3. 栃木県土地改良事業団体連合会 11

4. 公益社団法人 栃木県畜産協会 12

5. 栃木県酪農協会 13

6. 栃木県漁業協同組合連合会 14

7. 栃木県農業者懇談会 17

8. 栃木県農業士会	19
9. 栃木県農業法人協会	21
10. 栃木県農村女性会議	22
1. 河宇地方農業振興協議会	23
2. 上都賀地方農業振興協議会	26
3. 芳賀地方農業振興協議会	28
4. 下都賀地方農業振興協議会	32
5. 塩谷地方農業振興協議会	35
6. 那須地方農業振興協議会	37
7. 南那須地方農業振興協議会	43
8. 安足地方農業振興協議会	45

I 令和4年度農地等利用最適化推進に関する意見

一般社団法人 栃木県農業会議

項 目	要 望 の 内 容
1. 新型コロナウイルス 感染症対策	<p>新型コロナウイルス感染症については、当初の予想を上回る拡大が進む中、より感染力の強い変異ウイルスのデルタ株への置き換わりが進むなど、依然収束の兆しが見えず、日本はもとより世界経済にも大きな影響を及ぼしている。</p> <p>これまで、新型コロナウイルス感染症の影響を克服するため、感染防止対策を行いつつ、販路の回復・開拓、生産・販売方式の確立・転換などの経営継続に向けた取り組みを支援する農林漁業版の持続化補助金と言われている「経営継続補助金」が措置されてきた。</p> <p>しかし、新型コロナウイルス感染症の影響が未だ強く残る中で、収入の減っている農業者への継続的支援を行うとともに、急な緊急事態宣言の発令・解除等により大きな損失が生じないように、情勢に応じて柔軟での的確な支援策が求められている。</p> <p>そのため、今回のような不測の事態に備え、農業者への継続的な支援を行い、国内生産基盤の強化を図り、食料安定供給体制をしっかりと確立できるよう、国に働きかけられたい。</p>

2. 担い手への農地集積・ 集約化対策

本県では、「とちぎ農業未来創生プラン（栃木県農業振興計画 2021-2025）」において、令和7（2025）年度までに担い手への農地集積率を80%にする目標を掲げているが、農地集積率については全国的にも伸び悩んでおり、国においては農地関連施策の見直しが検討されている。

この中で、「人・農地プラン」の法定化や農地の集積・集約化は「農地中間管理機構（農地バンク）」を軸に運用を見直すとされている。

県内では、すべての市町（657区域）で「人・農地プラン」の実質化が図られたが、実質化された「人・農地プラン」をもとにした農地の利用集積・集約化を継続的に進めるため、先般、農地中間管理事業（農地バンク事業）に係る5者協定（県、（公社）栃木県農業振興公社、（一社）栃木県農業会議、栃木県農業協同組合中央会、栃木県土地改良事業団体連合会）が締結された。

この締結を機に、一層の担い手への農地集積・集約化が図られるよう、農地中間管理機構の体制整備や十分な予算措置について、国に働きかけられたい。

また、市町農業委員会が農地所有者の意向調査や話し合いを継続するため、機構集積支援事業等の関連予算の確保に万全を期すよう、国に働きかけられたい。

※ 「人・農地プラン」の実質化とは

次の①から③までが行われている「人・農地プラン」のことを言う。

① アンケートの実施

⇒対象地区の相当部分について、おおむね5年から10年後の農地利用に関するアンケート調査が行われていること。

② 現状把握

⇒対象地区において、アンケート調査や話し合いを通じて、農業者の年齢階層別の就農や後継者の確保の状況が地図により把握されていること。

③ 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針の作成

⇒対象地区を原則として集落ごとに細分化し、5年から10年後に農地利用を担う中心経営体に関する方針を定めること。

3. 活力ある地域振興対策

農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動を継続するため、国及び地方自治体による支援を行う制度として平成12年度から実施されてきた「中山間地域等直接支払制度」は、令和2年度から第5期対策が開始された。

また、これまでの地域振興8法（「特定農山村法」「山村振興法」「過疎地域自立促進特別措置法」「半島振興法」「離島振興法」「沖縄振興特別措置法」「奄美群島振興開発特別措置法」「小笠原諸島振興開発特別措置法」）に加え、「棚田地域振興法」が追加されたことにより、貴重な国民的財産である棚田を保全し、棚田地域の有する多面にわたる機能の維持推進が図られるようになった。

4. 農業委員会制度の定着 とネットワーク機能の 強化

そこで、中山間地域等直接支払等の施策については、対象地域を地域振興8法に指定された地域に限定せず、幅広く条件不利地域を対象とするよう、国に働きかけるとともに、県として知事特認制度の積極的活用により、対象地域の拡大に更に務められたい。

併せて、県においては、より多くの市町で地域指定を受けられるよう、引き続き市町に対する指導・支援を図られたい。

平成28年4月1日に施行された改正農業委員会法から5年が経過する中で、農業委員会組織は「人・農地プラン」の実質化等の農地利用の最適化に取り組んでいるが、「農業委員」と「農地利用最適化推進委員」が情報を共有し、共に連携する必要があり、農地の保全と農用地の有効活用を主要な任務とする農業委員会系統組織の果たすべき役割は極めて重い。

特に、実質化が済んだ地区の農地の貸し出し意向を把握した所有者等に対して、市町農業委員会が農地の利用関係を調整し、同時に農地中間管理機構（農地バンク）への情報提供を行うなど、「人・農地プラン」が計画通りに実行されることが急務となっている。

本県においては、令和3年度に25すべての市町農業委員会で2回目の改選を終えたが、農業委員会の役割は従来の農地法に基づく許認可業務に加え、農地中間管理機構（農地バンク）を活用した農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消による優良農地の確保、新規参入の促進など、その役割と任務はますます大きく重要さを増してきている。

その取り組みを支える市町農業委員会事務局職員数の増強や事務処理等の資質向上による体制整備を強化するため、国庫予算の増額を国に働きかけるとともに、適切な農地制度を維持するため、市町農業委員会が継続的かつ安心して任務が遂行できるよう、支援を図られたい。

また、農業委員会相互の連絡調整、農地等の利用の最適化の推進の取組の優良事例の横展開、農業委員・農地利用最適化推進委員等の資質向上に向けた研修、市町農業委員会への支援等を実施する都道府県農業委員会ネットワーク機構（一般社団法人栃木県農業会議）の事務局体制を整備・強化するための予算措置を継続されたい。

5. 遊休農地の発生防止

解消対策

農山漁村再生可能エネルギー法に基づく発電施設の導入に当たっては、乱開発や無秩序な農地転用が行われないよう、地域の優良農地の確保と環境保全の観点に沿った措置を講じるよう、国に働きかけられたい。

また、農用地区域において、担い手による農地利用が実施・計画されている地域においては、農業経営や周辺農地、さらには地域住民への影響が懸念されるため、営農型太陽光発電施設を含む再生可能エネルギー発電施設の設置を認めないとなど十分検討するよう、国に働きかけられたい。

令和4年7月1日から導入予定の再生可能エネルギー発電施設の廃棄費用の外部積み立ての実施に当たっては、事前の周知を徹底するとともに、特に、営農型太陽光発電施設については、太陽光発電事業者だけでなく、農業者に対しても

周知を行った上で、外部積み立てが必ず実行され、廃棄等の適正処分が確実に行われるよう、指導されたい。

6. 担い手・経営対策

経営基盤が脆弱な集落営農組織は、深刻な高齢化により存続の危機にあり、人材の確保・育成とリーダーの育成が急務となっている。

そのため、地域リーダーの育成強化と集落全体で農地を守る組織体制づくり等に対する人的支援策及び予算措置を継続されたい。

また、農業経営の円滑な経営継承や法人化等への経営相談体制の整備と活動の強化、働き方改革に資する労働環境の改善のための予算措置を講じられたい。

なお、次世代農業の実現に向け、先端技術と農業技術を組み合わせた新たな農業である「スマート農業」の加速化を図るため、新技術開発等の関係予算を拡充・強化するとともに、振興基幹作物等については、県独自の実証施設（圃）の設置を充実されたい。

また、先端技術導入に必要不可欠なインフラ整備のための予算を確保するよう、国に働きかけられたい。

II 令和4年度県農業等施策並びに予算に関する要望書

1. 農協農政対策栃木県本部

項目	要請の内容
1. 需要に応じた米生産対策	<p>① 主食用米の過剰在庫対策</p> <p>新型コロナウイルスのまん延防止を図るため、外出・外食の自粛が求められ、例年以上に米の消費が減少し、在庫が拡大している。特に本県においては前年対比での在庫の増加量が都府県で最大となっており、このままでは令和3年産米価格への重大な影響を与えることとなる。</p> <p>よって、主食用米の市場隔離等、在庫対策の実施について、強く国に働きかけられたい。</p> <p>あわせて米の消費拡大対策についても国が主体となって国民運動として取り組むとともに、県においても「栃木県民ごはんの日」を中心に、実効ある取り組みを実施されたい。</p> <p>② 作付参考値達成に向けての県の役割發揮</p> <p>令和3年産米は、JAグループを挙げて主食用米からの作付転換に取り組んできたところであるが、在庫拡大、需要の減少により令和4年産の作付参考値は3年よりもさらに削減が必要となる見通しである。</p> <p>については、商系業者や独自販売を行う生産者に対して、需要に応じた生産に取り組むよう強く指導・働きかけを行われたい。</p> <p>③ 産地交付金等の助成措置の拡充・恒久化</p> <p>令和3年産においては、非主食用米の生産に対する支援として産地交付金(県メニュー)により追加助成されたことに加え、作付転換拡大緊急対策支援事業により上</p> <p>① 農水省が公表した6月末現在の民間在庫は、219万トン(前年同期比19万トン増)と適正水準とされる180万トンを大きく超過している。3年産米については、本県においてもJAグループ・関係団体が一体となって作付参考値の達成に向けて取り組んできたところであるが、需給がこのまま推移すれば3年産米の価格に重大な影響を及ぼす恐れがある。需給の安定に向けては主食用米の市場隔離等在庫対策が最も効果的と思われるため国への働きかけを求めるものである。</p> <p>あわせて、コロナ禍による米の消費減退が続く中で、「栃木県民ごはんの日」運動を中心に消費拡大対策として実行ある取り組みを実施されたい。</p> <p>② 令和3年産米は、JAグループを挙げて主食用米からの作付転換に取り組み、JAへの契約分で飼料用米が11,791ha(前年比3,667ha増)、加工米・備蓄米等が1,831ha(同51ha増)と作付転換が図れた。</p> <p>農水省の需給見通しでは令和4年6月末の民間在庫は210万トンとされており、在庫拡大、需要の減少により4年産の作付参考値は3年よりもさらに削減が必要となる見通しであり、その達成に向けては、JAグループだけの取り組みでは限界がある。</p> <p>については、商系業者や独自販売を行う生産者に対して、需要に応じた生産に取り組むよう強い指導・働きかけを求めるものである。</p> <p>③ 令和3年産においては、非主食用米の生産に対する支援として産地交付金により1,000円/10aが追加助成されたことに加え、作付転換拡大緊急対策支援事業により5,000円/10aの上乗せ措置を講じていただいたところである。</p>

<p>乗せ措置を講じていただきたいところである。</p> <p>令和4年産においても作付誘導を図るために、助成措置の継続・拡充を実施されたい。</p> <p>また、生産者が計画的に作付転換に取り組めるよう、予算確保とともに、産地交付金制度の恒久化を国に働きかけられたい。</p>	<p>令和4年産においても飼料用米・麦・大豆等への作付誘導を図るために、助成措置の継続・拡充を求めるものである。</p> <p>また、生産者が計画的に作付転換に取り組めるよう、万全な予算確保とともに、産地交付金制度の恒久化を国に働きかけられたい。</p>
<h2>2. 新型コロナウイルスの影響の長期化を踏まえた対策の継続・強化</h2> <p>① 農業者が影響を乗り越え、継続・発展できるよう、持続的な生産を推進する支援の措置や、労働力確保に向けた支援の継続措置等について国に働き掛けられたい。</p> <p>あわせて、国産農畜産物の需要回復・拡大対策の継続・拡充についても国に働きかけるとともに、県においても必要な対策を講じられたい。</p>	<p>① 新型コロナウイルスの影響により、外出・外食の自粛、イベントの縮小等、農業への影響はさらに長期化する懸念がある。</p> <p>このため、農業者が影響を乗り越え、継続・発展できるよう、中小農業者等の省力化等を通じた持続的な生産を推進する支援措置（経営継続補助金等）や、外国人実習生に代わる労働力の確保に向けた支援措置の継続について国に働き掛けられたい。</p> <p>あわせて、米や花卉・牛肉等国産農畜産物の需要回復・拡大対策の継続・拡充についても国に働きかけるとともに、県においても必要な対策を講じられたい。</p>
<h2>3. 生産振興対策</h2> <p>① 園芸大国とちぎづくりを推進するにあたり「園芸大国とちぎづくりフル加速推進事業費」、「土地利用型園芸フル加速化事業費」が措置されている。</p> <p>これらの事業は、産地の維持・拡大に非常に有効であることから、事業の継続・拡大を図られたい。</p> <p>② 農業者の高齢化や担い手不足が進む中、農業生産の省力化や生産管理の高度化を図るため、I C Tやロボット技術の普及が急速に進んでいる。これらの技術の普及に向けて生産者への情報提供を積極的に行うとともに、機器（水田水位センサー・ハウスの環境モニタリング・環境制御装置等）の導入に対する助成措置を拡充されたい。</p> <p>③ 本県産「とちおとめ」の競争力強化のた</p>	<p>① 園芸大国とちぎづくりフル加速推進事業 (令和3年度：348,468千円)の拡充 土地利用型園芸フル加速化事業 (令和3年度：106,054千円)の拡充</p> <p>② 水田スマート農業普及促進事業費 (令和3年度：3,500千円) 要望額：36,800千円 施設園芸拡大プロジェクト整備事業： (令和3年度：107,100千円)の拡充</p> <p>③ いちご王国基盤強化体制整備事業</p>

<p>め、年内需要に安定的に対応した增收技術モデル（クラウン冷却装置・炭酸ガス施用装置・ＩＣＴ技術等）を普及するため、施設に対する助成措置を継続されたい。</p>	<p>(令和3年度：55,243千円)の拡充 要望額：169,980千円</p>
<p>④ トマト高軒高ハウスでの高所作業にかかる労力の軽減や、自動葉散機の活用による適期防除作業の徹底を図り、収量増を目指すため、作業用レールおよび高所作業台車導入の助成措置を継続されたい。</p>	<p>④ 施設園芸拡大プロジェクト整備事業 (令和3年度：107,100千円)の拡充 要望額：307,800千円</p>
<p>また、ニラ・アスパラガス等施設園芸の生産拡大を図るためのパイプハウスや灌水設備、選別機等の導入に伴う助成措置を継続されたい。</p>	
<p>⑤ 昨年・今年と「梨」の降霜・低温被害が発生しており、凍霜害防止用防霜ファンの設置の助成措置を講じられたい。</p>	<p>⑤ 新規 要望額：9,000千円</p>
<p>4. 畜産振興対策 「とちぎ和牛」の産地維持を図るため、次の助成措置を講じられたい。</p>	<p>① 和牛繁殖経営緊急支援対策事業 (令和3年度：5,000千円)の拡充</p>
<p>② EBL抗体検査に係る農家負担軽減および清浄化母牛導入支援の助成</p>	<p>② 酪農におけるEBL清浄化加速事業 (令和3年度：2,934千円)の拡充</p>
<p>5. 流通・消費対策 ① 県産農産物の認知度向上・消費拡大対策コロナの影響が長期化し、対面での宣伝活動が難しい中、eコマース事業の拡大やSNSを活用した情報発信が重要である。これらの取り組みに対する支援を講じられたい。</p>	<p>① 県産農産物活用推進事業 (令和3年度：5,333千円) 要望額：8,900千円</p>
<p>② 県産米3銘柄（コシヒカリ・なすひかり・とちぎの星）の認知度を向上させるため、実施に伴う経費および取り組みに対する助成を講じられたい。</p>	<p>② 栃木の農産物ブランド価値深化推進事業 (令和3年度：23,265千円) 要望額：100,000千円</p>

2. 栃木県農業共済組合

項目	要請の内容
I 農業施策等に関する建議・要望	
1. 農業保険加入促進について	<p>近年、頻発する自然災害による損害の発生や社会情勢の変化に伴う収入変動リスクに備えて、生産者自らが農業保険（農業共済制度及び農業経営収入保険制度）に加入することは、農業経営の安定を図るうえでも重要な対策です。</p> <p>農業共済組合は、農業生産者個々に必要な保険内容を提案する形で農業保険加入を推進しておりますが、コロナ禍による販売収入の減少と相まって災害急増に伴う保険料等負担額が増大していることから、保険加入を見合わせる生産者が増加傾向にあります。</p> <p>つきましては、県農政の立場からも引き続き農業保険への加入を推奨していただくとともに、農業生産者が保険加入をし易くなるような施策を講じてくださいますようお願いいたします。</p>
2. 農業所得確定申告における青色申告の推奨について	<p>補償となる対象品目を限定しない農業経営収入保険は、災害等による収穫量の減少のみならず、コロナ禍による販売収入の減少にも対応するため、幅広い経営リスクに備えることができますが、加入要件が法人又は青色申告実施者に限定されることから、販売農家：約3万3千経営体のうち、現在では約1/3の経営体（青色申告実施経営体：約1万1千）しか加入資格が無い現状にあります。</p> <p>収入保険への加入は、農業経営の安定やBCP（事業継続計画）の観点からも重要でありますので、県におかれましても、青色申告実施者に対する同保険への加入促進と併せて、白色申告者に対する青色申告への移行を強く推奨していただきますようお願いいたします。</p>

3. 栃木県土地改良事業団体連合会

項 目	要 請 の 内 容
1 農業農村整備事業の積極的な推進と予算確保について	<p>本県の農業・農村は、過疎化、農業従事者の高齢化や担い手不足に加え、農業用施設の老朽化など極めて厳しい状況にあります。</p> <p>この様な中、地域農業の維持・発展のためには、次世代への円滑な農地の継承や担い手への農地集積・集約化、高収益作物への転換に向け、農地の大区画化や汎用化、スマート農業の実装を可能とする次世代型基盤整備をさらに進めていく必要があります。</p> <p>加えて、頻発化・激甚化する豪雨、地震等の自然災害に備え、ため池の耐震化など農業水利施設等の防災・減災対策をはじめ、田んぼダム等による雨水流出抑制対策を推進する必要があります。</p> <p>つきましては、農業の成長産業化や農村地域の防災・減災対策に不可欠である農業農村整備事業の積極的な推進と予算の確保を要請します。</p> <p>(1) 次世代型農業の実現に向けた基盤整備事業の推進と予算確保について (2) 農業水利施設等の防災・減災対策と計画的な保全管理、田んぼダム等による雨水流出抑制対策の推進及び予算確保について</p>
2 土地改良区の体制強化のための支援について	<p>改正土地改良法の施行により、原則として令和4年度から貸借対照表を作成することが義務付けられました。本年度は、複式簿記会計の試行年度とされておりますが、未だ至ってない土地改良区がある現状です。</p> <p>つきましては、改正土地改良法の適切な運用を図るため、複式簿記会計へ移行後のフォローアップ及び土地改良施設台帳の整備（資産評価）など、土地改良区等の運営基盤の強化に係る支援をお願いいたします。</p>

4. 公益社団法人 栃木県畜産協会

項目	要請の内容
1 海外悪性伝染病(アフリカ豚熱等)の水際対策の強化について	<p>昨年7月に家畜伝染病予防法が一部改正され、海外悪性伝染病の国内防疫の徹底のため、海外からの違法な畜産物の持込みについて罰則が強化されるとともに、地方の空港やクルーズ船等が寄港する港においても、検疫探知犬を配置するなど、違法畜産物の持込みについて対応が厳格化された。</p> <p>海外悪性伝染病については、人・物を介した侵入が懸念されることから、法律を厳格に適用するとともに、水際対策の徹底を図るよう国に強く働きかけられたい。</p>
2 畜産業におけるAI・ICT等の活用推進について	<p>畜産業は、経営者の高齢化や後継者不足により担い手や労働力不足などの問題を抱えていますが、ロボット技術やICT(情報通信技術)、AI(人工知能)やIoT(モノのインターネット)等の先端技術を活用することで、省力化や労働環境の改善が期待できます。</p> <p>これらを活用した技術の導入は、畜産業が抱える課題を解決して成長産業化に貢献することから、一層の推進を図られたい。</p>

5. 栃木県酪農協会

項 目	要 請 の 内 容
1. 酪農経営の安定化	(1) 県内酪農家の出荷戸数は、本年7月時点570戸で毎年減少傾向を辿っており、今後の酪農廃業に歯止めをかけ経営が安定して継続されると共に、酪農が魅力ある産業として成り立つ様、所得の安定に向けご支援願いたい。
2. 担い手対策	(1) 新規就農者をはじめ酪農従事者の人材確保に向け努力しており、行政と連携し令和2年度から栃木県酪農担い手確保推進協議会が事業開始され、令和3年度は後継者等向けに酪農経営ゼミナールを実施している。引き続き、人材確保と育成に向け協力をお願いしたい。 (2) 今後は、酪農の現場で教育・育成をしながら確保していくことも、手法の一つと考えている。人材育成の対象は、酪農家をはじめ酪農に携わる職員やヘルパー要員等であり、酪農業界全体のスキルアップを図ることで活性化に繋げたい。そのためには、“酪農の現場”を設ける必要があり、組織として新規牛舎の建設、または離農牛舎等の活用により対応することが想定される。実現に向けご支援をお願いしたい。 (3) 就農者確保と同様に、酪農ヘルパー要員の確保・定着が図れる様な支援を継続されたい。
3. 生産対策	(1) 安定的な生産量維持には、後継牛確保が前提である。そのためにも、乳用雌牛(育成牛)の確保に対する助成と、周年預託牧場の確保支援をお願いしたい。また、優良後継牛の確保には、遺伝情報を活用しながら牛群整備をしていく必要があり、改良面の更なる向上を図るためにも、畜産酪農研究センターにおいて、引き続きゲノミック評価の利用について、調査・研究を進めていただきたい。 (2) 自給飼料増産には、農作業受委託組織が必要不可欠であり、飼料生産利用対策事業(コントラクター活動推進事業)の支援を継続されたい。 (3) 輸入穀物の価格高騰により配合飼料が値上がりしており、地域の耕畜連携による国産粗飼料の利用拡大は、更に重要になると思われる。故に、水田利活用直接支払交付金の長期継続を国に働きかけていただきたい。併せて、配合飼料の値上げに耐えうる、安定した畜産物の収入が得られる様な支援を国に働きかけていただきたい。
4. 畜産環境対策	(1) 家畜排せつ物法の施行に伴い、糞尿処理施設機械等の整備後20年が経過し、施設や機械の更新及び補修時期にきている。再整備のための支援対策と堆肥の地域内利用に関する支援を願いたい。
5. 防疫対策	(1) 家畜伝染病の予防と蔓延防止措置として、ワクチン接種費用等への支援をお願いしたい。

6. 栃木県漁業協同組合連合会

項目	要望の内容
漁業振興対策	<p>1. 県農業等施策に関する要望 【コロナ禍収束後の内水面漁業振興策の積極的展開について】 本県は首都圏にありながら自然環境に恵まれ、各地の河川湖沼には県内外から多くの釣り客が訪れ、内水面漁業は集客による地域経済の活性化や、県民の余暇利用や子供たちの情操教育、環境保全に大きく貢献しています。さらには、アユ、プレミアムヤシオマス等、全国上位の生産量の養殖業とともに県のイメージアップにも貢献してきました。</p> <p>しかし、近年、毎年のように発生する豪雨による漁場環境の悪化、カワウ・外来魚やアユ冷水病による漁業被害の増加、組合員の高齢化やレジャーの多様化による遊漁者減少、未だ解消されていない原発事故の風評被害等により、漁業協同組合は存続さえも危ぶまれる状況にある中、新型コロナウイルス感染症（以下、「コロナ」）に係る緊急事態宣言や蔓延防止重点措置等の度重なる発出により釣り人の減少に拍車がかかり、さらに厳しい状況になっています。</p> <p>養殖生産者は漁協の放流減や養殖コストの高騰、魚価の低迷が続く中、コロナの影響を特に大きく受け、経営継続に苦心しております。</p> <p>このような状況を受け、令和2年度において栃木県漁業協同組合連合会（以下「県漁連」）では内水面漁業振興基金を活用したアユ追加放流事業を、令和3年度には「とちぎの水産業緊急支援事業」による県の支援によりアユ、渓流魚の放流事業を実施し、県内外からの誘客に努めるとともに養殖生産者の在庫減少に協力する等、自らができる対策を行って参りましたが、コロナ問題のみならず他の諸問題についても、業界の努力には限界があります。</p> <p>コロナ禍収束後も、豊かな自然に恵まれたとちぎの河川・湖沼に県内外の多くの釣り人においていただき地域が活性化できますよう、そして、漁協や養殖生産者が経営を継続していくよう、以下の事項について県の強力なご支援、ご指導を要望します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 賑わいのある漁場の回復 2 水産資源が豊富な漁場づくり 3 水域生態系保全に向けた取り組み <ul style="list-style-type: none"> 1~3 の実現のため、別紙のとおり河川工事における環境保全の取り組みを強化されるよう要望します。 4 養殖魚のブランド力向上 5 漁協等の経営基盤強化 <p><u>県内アユ種苗供給の主体であり本県内水面漁業の中核団体でもある県漁連の経営は、会員漁協や養殖生産者の状況に大きく左右されるとともに、アユ種苗供給事業については他県の公的機関との競合により厳しい状況にあり、コロナの影響も強く受けています。県漁連の経営安定化のためのご支援、ご指導も併せて強く要望します。</u></p>

豊かな自然環境はそこに住む人々の心の豊かさを示すバロメーターともいえるものです。豪雨災害の復旧にあたっては、漁協関係者の意見を聞き、環境に配慮し、災害以前の自然環境に復元できるような仕組み作りをお願いします。

平成11年に政府は「公共事業の実施における環境への配慮」を閣議決定しました。以降、公共工事実施機関は、環境に配慮して工事を行うこととなりましたがまだ十分とは言えない状況にあります。

2：予算に関する要望

(1) 水産関係試験研究態勢の拡充について

不振が続く県内漁場の活性化及びアユ・マス類養殖漁業の発展に向けて、不可欠な水産試験場の体制（研究員1名の復元）及び年々削減される研究予算の拡充を要望します。令和3年度予算における試験研究予算は総額12,928千円で、うち一般財源は3,680千円に過ぎない状況にあります。

このままでは必要な研究や検査が継続できないことが強く危惧され、本県内水面漁業の衰退につながるばかりでなく、豊かな自然環境の保全、情操教育や県民の憩いの場の提供が困難になることが懸念されます。

県のイメージアップのためにも（2）と併せ、研究予算の増額（総額25,000千円、一財10,000千円）及び研究体制の拡充を強く要望します。

(2) 水産資源の増殖について

水産資源の増殖は漁業協同組合の義務とされていますが、コロナ禍が収束したのちも地域の観光資源、集客のためのツールとして有用であること、内水面漁業の有する教育、環境保全機能等、漁業以外への貢献が大きいことから、県による増殖事業のための予算確保を要望します。

(別紙)

河川工事における環境保全対策の推進について

1. 趣 旨

県内の漁業協同組合は河川に係る公共工事の実施に際し、漁場の環境保全、資源の維持を前提に協力してきましたが、多くの河川がかつての豊かな河川から単調で豊かとはいえない河川に変化してしまっています。

自然環境に大きなダメージを与えた反省から、政府は平成 11 年、「公共事業の実施における環境への配慮」を閣議決定し、公共工事実施機関は、環境に配慮して工事を行うこととなりましたが、その取組みは、残念ながら極めて低調と言わざるを得ない状況です。

そこで、河川工事に係る環境保全の取組みがより効果的に行われるよう次とおり要望します。

2. 要望の内容

- (1) 河川工事、横断的構造物の設置、改修に当たっては今まで以上に環境保全に配慮するとともに漁業権者の意見を取りいれ、豊かな川づくりをめざすこと。
- (2) 河川工事における環境保全の取組み等、いわゆる社会貢献事業への積極的な取組を施工業者に促すこと。
- (3) 魚が住みやすい環境の創造などの社会貢献事業に率先して取り組む施工業者を適正に評価すること。

7. 栃木県農業者懇談会

項目	要請の内容
1. 担い手の確保による農業の振興	<p>農業の担い手の減少により、耕作放棄地の増加や地域の担い手への急激な農地の集積が進み、新たな投資や労力確保がなければ農地の受託拡大が困難になりつつある経営体も増加している。また、過剰な農地の集積や受託者の減少は、農作物の単作化と農地利用率の低下につながっている。</p> <p>本県農業の一層の振興には、新規就農者を確保育成し定着させることが重要である。</p> <p>そこで、広く行政機関、関係団体が一体的になつた農業者育成の体制構築を要望する。</p> <p>具体的には、段階的かつ複線的な育成計画（学年や農業経験、経営段階、農業後継者、新規参入者、大規模経営者、家族経営者など）を立案し役割分担と協力体制を構築して総合的に取り組むことにより、新たな農業者や雇用就農者の確保育成ができると考える。</p>
2. 農村リーダーの育成強化	<p>今日の農業・農村は、担い手不足や耕作放棄地の増加、農業産出額の停滞、地域機能低下など困難な課題を抱えている。</p> <p>このような状況を開拓するには、農業者非農業者も含めた地域住民が自ら積極的に活動し、地域の課題解決に取り組む必要がある。</p> <p>そのためには、地域の課題全体を見据えて取り組む地域リーダーと、個々の課題解決を担うリーダーが必要となる。</p> <p>そこで、多様な価値観（経済、文化、環境などの機軸）に対応できるリーダーが現れるのを待つのではなく、積極的に育成していく「人づくり」施策を、長期的な視点に立って体系的に実施されるよう強化を要望する。</p>
3. 先進的な農業の取り組みなど新たな農業経営への総合的な経営支援	<p>農業は、グローバル化やICTなどを活用した新たな技術開発、異常気象の常態化、さらには消費人口の減少や消費行動の変化など、これまでに経験のない事態に直面している。これらの事態に対応するには、新たな発想や取り組みによる生産技術や農業経営方式にも目を向けていく必要がある。</p> <p>そこで、農村現場に芽生えるこれらの新たな動きを発見して育成し、多様な農業経営が成立するようにすることは、本県農業の幅と深みが増大し、就農環境が向上することになると考える。</p> <p>先端技術の導入や大規模化だけでなく、多様な農業経営の芽が大きく育つよう総合的な農業経営支援策の構築を要望する。</p>

4. 農地を有効に活用するための制度充実	<p>耕作放棄地の増加と共に、所有者不明農地や相続困難農地の存在も大規模効率的農業経営の実現に障害となっている。</p> <p>そこで、地域の農業担い手がこれらの農地も含めて効率的に活用できる仕組みをさらに活用しやすくするとともに、広く県民に周知することを要望する。</p>
5. 農業経営安定化策の強化	<p>新型コロナウイルス感染拡大は、社会と経済に大きな変化を及ぼしており、農業経営にあってもその影響は大変広範囲にかつ深く影響している。</p> <p>食料の安定供給の基本は国内供給であり、海外にその多くを依存している現状を改善する方針は、農林水産省の食料自給率目標にも示されている。</p> <p>そこで、県民全体が農業の意義を強く意識し、農業の維持発展に貢献することの必要性を理解できるようになるとともに、農業生産の増大と経営維持発展のための支援策の強化を要望する。</p>
6. 女性活躍の場の拡大	<p>世界の人口が増加する一方で、日本では人口減少と急速な高齢化が進み、さらに新型コロナウイルスの感染拡大や地球温暖化の影響が顕在化するなど、私たちはかつて経験のない大きな課題に直面している。</p> <p>これらの課題解決のためには、これまでにない新たな発想や取組み方法が求められるものと考える。</p> <p>そこで、女性の能力を一層活用して新たな取組みなどを促進するためにも、固定的な性別役割分担意識の改善や企画立案・決定の場への女性の参画を促進する取り組みの強化を要望する。</p>

8. 栃木県農業士会

項目	要請の内容
1. 農業の担い手の確保・育成の強化	<p>人口減少の本格化や農業就業者の著しい高齢化など、社会や農業、農村の構造変化が進む中で、本県農業を持続的に発展させて行くためには、自らの創意工夫によりニーズの変化に敏感に対応できる優れた担い手の育成が重要である。</p> <p>このような状況の中、私たち農業士会は、模範的な農業経営を実践しながら、若手農業者の確保・育成をはじめ地域農業の振興に日々努めている。</p> <p>今後、私達の活動がより効果の高いものとなるため、特に次の項目について強化をお願いしたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○後継者を含む若手農業者が新たな農業経営を開始する場合の支援 ○担い手に対する無利子資金制度の拡充 ○雇用就農希望者の育成強化 ○若手農業者の人間力の育成強化
2. 農業後継者の結婚への支援強化	<p>若者が農業を職業として選択するにあたっては、収入の確保や労働環境のほかに、結婚も重要な要素になってくると考える。しかしながら、農業に限らず各産業分野でも結婚年齢の上昇や未婚者の増加が課題になっている。</p> <p>そこで、各産業分野と協力した農業に従事する若者の結婚支援対策の構築をお願いしたい。</p>
3. 農業の競争力強化	<p>本県農産物は全国生産量のトップテンやシェアが10%を超える作目が数多くある。これらの作目はさらに競争力を高める一方で、新たな作目の产地化と競争力強化に努める必要がある。</p> <p>そこで、溶液栽培や環境制御技術などの先進的な農業技術の積極的導入や、新規作物の導入・6次産業化とブランド化、さらには輸出促進など、農業の競争力強化に資する施策の一層の強化をお願いしたい。</p>
4. 地域別の農業における課題の解決対策の強化	<p>本県の農村は、平坦な水田地帯と中山間地域があり、それぞれに抱える課題が異なっている。米価の低迷に対しては一層の規模拡大や新たな作物の導入を模索しているが、人的課題と資金的課題に直面している。一方中山間地においては、鳥獣害により農業生産が壊滅状態に近い地域がある一方で、直売や6次産業化の取り組みが成果を上げ活性化している地域もある。</p> <p>そこで、地域に即した課題解決活動が一層強化され、足腰の強い地域農業の育成強化が一層進む取り組みをお願いしたい。</p>

5. 技術開発と現地普及並びに販売対策の強化

近年は高温や豪雨などが多くなり、地球の温暖化の影響が顕著になっている。今後とも本県農業の安定的な発展のためこれらの気候変動に対応できる品種の育成や栽培技術開発並びに新規作物の導入や物流と販売対策が重要になっている。

そこで、これらの技術的な課題に対しては、農業だけで解決できるもの、農業と商工分野が協力して解決すべきものがあると考える。

県の行政力を総動員して、技術開発から普及と販売に至る支援体制の構築をお願いしたい。

9. 栃木県農業法人協会

項目	要望の内容（現状・理由含）
新型コロナウイルス感染症に伴う経営支援の継続や拡充について	<p>新型コロナウイルス感染症拡大により、農産物の消費減退や価格下落など農業経営に甚大な被害が出ている。</p> <p>また、イベント中止や外出自粛などの影響により、業務用販売、直接出店店舗での販売や、6次産業化商品などにも販売不調や価格低下などの多大な被害が出ている。</p> <p>一方、多くの労働力を雇用で充当している法人経営では、コロナ禍において従業員の雇用に不安を抱いている現状もある。行政に対しては、経営継続補助金などの予算拡充並びに申請の簡素化・支給の迅速化を国に働き掛けられたい。</p>
スマート農業の推進と雇用労働力の確保について	<p>ICT等の最新技術を活用し、生産性向上や省力化に向けた新たな技術開発と労働力不足に対する労働力確保の支援をお願いしたい。</p> <p>また恒常的な労働力不足に対して、外国人等の労働者の確保について、更なる取り組み支援をお願いしたい。</p>
租税特別措置について	租税特別措置法第25条に基づく肉用牛売却所得の課税特例措置について、肉用牛の売却価額要件をより実態に則したものとするため、和牛120万円、交雑牛90万円、乳用牛60万円に引き上げるよう、働きかけいただきたい。
「とちぎ和牛」の消費拡大について	隣県である茨城県の推進するブランド「常陸牛」は年間生産頭数や販売店数を伸ばしており、「常陸牛振興協会」を設置し各種PR等に力を入れている。県内生産者・関係機関等が「とちぎ和牛」のさらなる振興に取り組むために、認定方法の見直しや、積極的なPR等をお願いしたい。

10. 栃木県農村女性会議

項目	要　請　の　内　容
1. 農業・農村男女共同参画社会の実現に向けた支援の強化	<p>①第五期とちぎの農業・農村男女共同ビジョン実現に向けた支援の強化 第五期ビジョンの実現に向けて、推進役となる農村女性団体に対して継続して支援をお願いしたい。</p> <p>また、ビジョンの速やかな実現には、農村社会や農業団体等で代表者となる男性の理解促進が重要であることから、農業委員会や認定農業者協議会、県農業土会、JA等への情報提供や地域の男性中心組織に対する働きかけなど指導の強化をお願いしたい。</p> <p>②女性の社会参画の促進 県内25市町の農業委員の女性登用率は、19.84%（令和3年8月時点）で、令和2年同時期より微増している。第5期ビジョンの目標の登用率30%に向け、市町及び関係団体、農村女性に広く情報提供するなどより一層の支援をお願いしたい。</p> <p>また、JA役員の女性登用についても、女性登用率が現況の7.43%（令和2年5月時点）から目標値15%に早急に到達できるよう、女性の正組合員の増加、総代、理事等の登用に向けてJA等の働きかけなどで支援いただきたい。</p> <p>さらに、各種審議会や施策検討会など方針決定の場への女性登用に継続して努めていただきたい。</p>
2. 経営者としての女性農業者への支援強化	<p>①女性農業経営者の育成支援 担い手としての能力発揮ができるよう農業技術や経営、マーケティングや先進的女性農業者の取組事例に関する情報の提供、各種研修会に積極的に参加出来るような仕組みづくりへの支援をお願いしたい。</p> <p>②次世代女性農業者の育成支援 次世代女性農業者の確保・育成は、第四期ビジョンに位置づけられ、次世代女性農業者のネットワーク活動等で一定の成果を収めてきた。</p> <p>栃木県は他県に比較して若い年代の女性農業者が少ない傾向にあることから、若手女性農業者の就農促進に向けた継続的な支援が必要である。そのため、県、市町、農業委員会、JA等一体となって推進できるよう更なる支援をお願いしたい。</p> <p>③地域参画や経営発展を実現するための家族経営協定の推進 経営者としての能力発揮やパートナーシップ型経営の実現のため、有効な手段である家族経営協定の推進について、行政を始め、地域で活動する農業委員等関係者が共通認識をもって取り組めるようリーダーシップを発揮していただきたい。</p>
3. その他	<p>①コロナ禍における米消費対策強化 コロナ禍の中、外食産業の需要減が顕著な状況下で、「栃木県民ごはんの日」の運動など既存の取組の他、さらなる米消費対策が必要と考える。</p> <p>行政が中心となり、各種宣伝、啓発運動、米飯給食増加等の取組強化をお願いしたい。</p>

1. 河宇地方農業振興協議会

項 目	要 請 の 内 容
担い手への農地利用の集積・集約化について	<p>農業者の高齢化や減少が進む中、農業の生産性を向上し、持続可能なものとするためには、担い手の育成・確保を図りつつ、担い手への農地の集積・集約化を加速させることが不可欠である。</p> <p>農地集積の加速化を阻む要因として、地域における担い手が不足していることや、耕作条件が悪い水田は受け手が見つからない状況にある。このため、下記の支援を要望します。</p> <p>(1) 担い手の確保・育成支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「実質化された人・農地プラン」に登載された新規就農者や経営規模拡大を目指す担い手への支援の拡充 (宇都宮市農業委員会) ・地域の安定的な生産体制を維持するため、労働力不足の解消に向けた施策の構築 (宇都宮市農業委員会) ・所有者が貸付けを希望しているにもかかわらず、機構の借受要件に適合しないことから貸付けができない状況であるため、借受要件を緩和し、事業の積極的な活用につながるよう体制を強化すること (上三川町農業委員会) <p>(2) 基盤整備事業の推進 (宇都宮市農業委員会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水田の大区画化・汎用化および小規模な基盤整備を推進するため農業者負担の軽減支援 ・農地中間管理機構が行う「農地中間管理機構関連農地整備事業」の採択要件の緩和 <p>遊休農地の発生防止・解消について</p> <p>遊休農地は農業・農村の持続的な発展に悪影響を及ぼします。また、有害鳥獣による農作物の被害は農業者の耕作意欲の低下を招くことが懸念されるため、下記の支援を要望します。</p> <p>(1) 遊休農地・耕作放棄地対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耕作放棄地を活用して特産物となる作物を生産する事業の拡充 (宇都宮市農業委員会) ・遊休農地の解消を進めるため、遊休農地解消事業に係る補助金の交付要件を緩和するとともに、解消後に耕作を行う農業者への支援 (上三川町農業委員会)

新規参入の促進について
(宇都宮市農業委員会)

- (2) 有害鳥獣の被害防止対策（宇都宮市農業委員会）
・ICTを活用した有害鳥獣対策への支援
・有害鳥獣の生息域となっている藪の刈払等による環境整備の促進

農業従事者の高齢化や減少が進む中、将来の担い手の育成・確保は重要であります。就農希望者にとりまして、農地等の確保、技術の習得、資金の確保が、大きな障壁となっているため、下記の支援を要望します。

- (1) 新規就農者支援・育成
・就農後も、生産から販売までの実践的・継続的なサポート体制による支援
・担い手の確保・育成の観点から親元就農者に対しても、きめ細やかな支援策の充実

- (2) 農業経営の第三者継承への支援
・離農者が所有する農地や農業用施設等の新規就農者への継承のための支援の充実

その他について
(宇都宮市農業委員会)

(1) 多面的機能支払交付金事業の促進

農業従事者の高齢化や減少により、農業農村の持つ多面的機能の維持・発揮に向けて、農地や水路・農道などの農資源を維持・管理する負担は大きく、将来にわたり適切に保全・管理するには、地域住民の参画による地域ぐるみで農村環境を支える体制づくりが必要であるため、下記の支援を要望します。

- ・活動組織の負担を軽減するための効率的な事務手続きの簡素化
- ・地域全体で農地等を維持するための共同活動に取り組んでいる既存活動組織に対する支援の継続・拡充

(2) 女性農業者等への支援

地域で活躍する農村女性組織や女性経営者は地域の活性化において重要な役割を果たしているため、下記の支援を要望します。

- ・地域農業の担い手として活躍できるよう、女性農業者の育成支援の継続・拡充、家族経営協定の締結の促進

- ・地域で活動する農村女性組織や女性農業者による起業活動への支援の継続・強化、6次産業化への支援の継続・拡充

(3) 地産地消・販路拡大の推進

地場産農産物の流通・販売を取り巻く環境がめまぐるしく変化する中、農業者の所得および生産意欲の向上を図るために、下記の支援を要望します。

- ・生産者が農産物のブランド力向上に繋がる高品質化・高価格化に取り組める支援

(4) 都市農業の振興・都市農地の保全

都市農業は、市民の身近なところで新鮮な農産物を供給する役割を果たすとともに、景観形成や防災などの多様な機能を有し、都市に必要なものであることから、都市農業の振興や都市農地の保全に向け、下記の支援を要望します。

- ・都市農業における営農支援の継続的な実施

(5) 農業用水の渇水対策

農業用水の確保について、近年、降水量にばらつきがあり、河川の下流域において水不足の声があがっているなど、田植期や出穂期において、水田への用水量を確保するための対策の必要性が高まっているため、下記の支援を要望します。

- ・農業用水への需要が大きい河川に係る用水量の安定的な確保に向けた効果的な渇水対策の実施
- ・天水により耕作している地域の水不足解消のための安定した用水の確保

(6) 災害対策

近年、豪雨や暴風、降雪などの自然災害による農業被害が頻発していることから、防災・減災のための対策や、産地維持等の視点から被災した場合の早期復旧に向けた支援の必要性が高まっているため、下記の支援を要望します。

- ・水利施設等の計画的な機能保全対策の更なる支援
- ・「防災重点ため池」の防災・減災対策の更なる支援

2. 上都賀地方農業振興協議会

項目	要請の内容
1 農地等利用最適化の推進	<p>農地等利用の最適化推進を最も重要な業務として位置づけ、農業委員・農地利用最適化推進委員が連携・協力して農地の保全と適正管理のため業務に取り組んでいる。今後、高齢化した担い手から多くの農地が放出されることが想定され、さらに委員活動を強化・促進する必要があるため、より一層の支援を要望する。</p> <p>(日光市農業委員会)</p>
2 担い手への農地の集積・集約化の推進	<p>担い手への農地の集積・集約化を推進するため、農地中間管理機構が借り手へのあっせんを主体的に取り組むことにより、農地中間管理事業を一層推進するとともに、制度やその活用についても積極的に情報発信をするよう要望する。</p> <p>(日光市農業委員会)</p>
3 担い手育成対策の強化	<p>農林水産省は人・農地など関連施策の見直しで、「多様な経営体等を認定農業者等とともに積極的に位置付け、その利用を後押しする。」としているため、農地保全の大半を担う小・中規模農家や定年退職後の就農者に対する施策の充実を図るとともに、それらの農業者が取り組める高収益作物の栽培指導、販路の開拓等の育成対策を講じるよう要望する。</p> <p>(鹿沼市農業委員会)</p>
4 広域的な営農に向けた体制づくりの推進	<p>農業従事者の減少や高齢化の進行により、担い手の確保が喫緊の課題となっており、加えて、米の価格の低迷等により土地利用型農業を続けることが大変厳しい状況にある。このため、地域の営農を将来にわたって継続するためには、担い手に農地を集積・集約化するだけでなく、集落営農組織の連携や大規模経営体などによる広域的な営農に向けた生産体制づくりを推進することが重要であることから、その支援対策の強化を要望する。</p> <p>(日光市農業委員会)</p>
5 圃場整備事業の推進	<p>担い手への農地の集積・集約化を図るには、圃場の大区画化や用排水路の整備、農道の整備等、耕地条件の改善が重要である。このため、未整備地区における圃場整備事業の推進と、圃場整備を希望する地域への支援強化を要望する。</p> <p>(鹿沼市農業委員会)</p> <p>圃場整備による圃場区画や用水路の整備、農村の環境条件を整備することで、大型機械の導入が可能となり、生産性が向上し、農地の高度利用が実現するなど、多くの効果が期待されるが、当市の現状は、近郊地域と比較して整備が遅れている。このため、圃場整備事業の実施により、農業の担い手不足の解消、農地利用集積による農業経営の安定化や地域農</p>

	<p>業の改善が図られることから、引き続き整備推進を要望する。 (日光市農業委員会)</p>
6 烏獣害対策の推進	<p>シカやイノシシによる農業被害は深刻であり、懸命に育てた農作物や苗木等が荒らされる被害が後を絶たず、農業者の耕作意欲を低下させ、遊休農地の増加にも繋がっている。部分的な防止対策では限界があるため、広域的に有効な被害防止策を講じるとともに、林政関係機関との連携強化を要望する。 (鹿沼市農業委員会)</p> <p>野生鳥獣による農林水産物の被害は、過疎化・高齢化の進行等による耕作放棄地の増加や集落機能の低下に伴い、市全域、特に中山間地域を中心に深刻化している。野生鳥獣被害が農作物等の収穫に甚大な被害を及ぼすことで、農業従事者の耕作意欲が失われないよう、近隣市町が連携した施策により広域的な被害対策が実現するよう、県の主導による体制整備を要望する。 (日光市農業委員会)</p>
7 自然災害対策の推進	<p>令和元年東日本台風をはじめ、近年、大規模な自然災害が多発し、農業被害も甚大なものとなっていることから、安心して農業経営し、規模拡大を図るため、適切な被害防止策を要望する。 (鹿沼市農業委員会)</p>
8 新型コロナウイルス感染症の影響による農業経営への支援	<p>新型コロナウイルス感染症が世界各地で蔓延し、経済にも大きな影響を与えている。農業分野においては、外食における農産物需要の減少、販売価格の下落、生産現場の労働力不足による所得の減少等により、「生産意欲」にも影響が及びかねない。については、国内生産基盤を維持・強化して食料安全保障の確立を目指すため、農業経営者が安心して経営を継続できるよう、より一層の予算確保による助成や支援対策が講じられるよう、国への働きかけを要望する。 (日光市農業委員会)</p>

3. 芳賀地方農業振興協議会

項 目	要 請 の 内 容
1 農地に関すること	<p>(1) 農地等利用最適化の推進</p> <p>人・農地プランで位置付けられた中心となる経営体への支援と共に、意欲のある経営体を新たに育成するため、農業機械の導入や施設整備を支援する事業の継続と中小規模農家や兼業農家への指導や支援の強化を要望します。</p> <p>(真岡市農業委員会)</p> <p>(2) 遊休農地の発生防止・解消について</p> <p>遊休農地の解消を図るため、遊休農地解消支援に係る事業の継続や支援の強化を要望します。</p> <p>(真岡市農業委員会)</p> <p>「未相続地」や「相続放棄された農地」については、新たな権利の設定が困難であるため、耕作放棄地となってしまうことが懸念されています。そのような農地については、代表者の承諾のみで利用権が設定できるようにするなど必要な法整備を含めて対策を求めます。</p> <p>また、中間管理事業においては、耕作放棄地であっても耕作することが望ましい農地にあっては、農業者が貸し付けを希望した場合には、機構が一時的に管理、基盤整備を行い、優良農地に改善した上で、担い手等に県と機構が連携して、利用権の設定を促すことを要望します。</p> <p>(芳賀町農業委員会)</p> <p>(3) 担い手への農地利用の集積・集約化について</p> <p>耕作不利地であるといったような条件が悪く、借り手が見つからない農地についても、農業者が貸し付けを希望した場合には、機構が一時的に管理、基盤整備を行い、優良農地に改善した上で、担い手等に利用権の設定を促すなど、県と機構が連携して、要件の緩和や利便性の向上が図られるよう要望します。</p> <p>(真岡市農業委員会)</p> <p>(4) 農業経営基盤強化促進法による農地の売買に係る税制上の優遇措置について</p> <p>農業経営基盤強化促進法の農地利用集積計画等により農用地を売買した場合には課税の軽減措置が講じられていますが、農地</p>

の価格が下落している昨今、軽減措置の外に県単独の優遇措置等の検討をすることを要望します。

(芳賀町農業委員会)

(5) ソーラーシェアリング制度の運用について

ソーラーシェアリングは、営農と発電を両立させることにより、農業者の経営安定・収入拡大による農業経営の更なる発展等を目指した制度ですが、売電が主たる目的と推考されるような事業申請など様々な課題を抱え、制度運用上大きな支障を来しています。

つきましては、国・県とも連携して課題を解決していただけるよう要望します。

① 全国的な実態調査の実施などにより制度上の課題を把握し、課題解決等の事例を提示すること。

例) 優良農地での設置(乱立)は景観を損ねるなど

② 発電目的のソーラーシェアリングを規制するための農地転用許可基準の改正とその具体的な運用基準を提示すること。

例) 収量の2割減の厳格化や罰則など

③ 許可時及び再許可(更新)時における判断基準を明確にすること。

(芳賀町農業委員会)

2 担い手に関すること

(1) 多様な担い手の確保・育成について

地域農業の生産基盤である農業資源の効率的かつ効果的な活用を図るために、意欲ある女性就農者や新規参入希望者に対し、支援制度の充実と予算措置が図られるよう要望します。

(益子町農業委員会)

(2) 農業後継者等の支援に関するこ

中山間地域では、高齢化や担い手不足による農地の維持、農業者の確保が困難となっています。農業所得の向上と安定はもちろん、農業後継者や新規就農者が将来に希望を持って農業に取り組めるよう、安定的かつ魅力ある施策の展開を要望します。

(茂木町農業委員会)

現在、担い手の高齢化などの要因により急速に担い手の減少が進み農業後継者不足問題が深刻化しており、後継者となる担い手の確保が急務となっています。

若い世代の新規就農や親元就農への支援拡充および農業経営安定化への支援拡充を要望します。

(市貝町農業委員会)

農業の特徴を活かした持続的な発展を図るために、地域における担い手の確保が重要です。そのため、従来から個別経営体育成支援を行っている「人・農地プラン」に位置づけられた認定農業者に限らず、意欲ある農業者が活躍でき、次世代を担う後継者が安心して就農できるよう新たな支援策を講じ、農業担い手の確保・育成を要望します。

- ① 規模拡大若しくは高収益作物等の導入による経営発展を目指す親元就農者を対象とした補助制度の充実
- ② 新規参入における販路確立に向けた支援の充実

(芳賀町農業委員会)

(3) 半農半X等の推進

現在、離農者の増加により貸付や売却を希望する農地が増加しています。一方、担い手の経営できる面積は飽和状態にあります。

そこで、半農半X等を推進し、新たな農業従事者層を確保するための支援策の策定および予算の確保を要望します。

(市貝町農業委員会)

3 農業機械の継承に関すること

農業をリタイアした農家に、利用されることなく保管されている農業用機械があります。

他方、新規就農者が新たに参入する際や小規模農家の利用していた農機具が故障した際に、新たな農業機械を購入する資金を調達することが困難で、就農や農業継続を断念するという場面が散見されます。

これらの状況を鑑み、まだ利用可能だが利用されることのなくなった農機具を引き受け、農機具を必要とするものが利用できるよう公社等を利用して一体的に管理・調整する方策および施策の充実を要望します。

(市貝町農業委員会)

4 農村振興対策に関すること

(1) 中山間地域等の振興対策

中山間地域は、水資源の確保や国土の保全に大きな役割を果たす一方で、高齢化や担い手不足による耕作放棄地の増加が顕著となっているため、将来にわたって農村の多面的機能や農地が保全されるよう、中山間地域等に対する振興施策の一層の充実を求める。

(茂木町農業委員会)

(2) 鳥獣被害防止対策の促進

有害鳥獣による農産物の被害が深刻さを増すとともに、被害の範囲が拡大しています。イノシシの個体数を減らすなどの対策の強化とともに、被害防止対策に必要な措置の拡充を求める。

(茂木町農業委員会)

5 農業 DX 向けた事業メニューの拡充について

国が進める農業 DX に関して、農地情報公開システムとの連携を円滑に進めるため、農家情報の最適化に必要な作業に要する事業メニューの拡充を図るよう求めます。

(益子町農業委員会)

4. 下都賀地方農業振興協議会

項 目	要 請 の 内 容
1 農業施策 (1)遊休農地対策について	<p>土地利用型農業については、機械化が進み、効率的な経営が必要であることから、区画形状や道路等条件に制限のある農地は取り残され、また、米・麦に頼った農業経営では、土地利用に限界があることも要因となり、年々遊休農地が増加している。</p> <p>米・麦に代わる作物を選定し、产地化を図り、遊休農地の発生防止や条件に制限がある土地の利用価値向上について検討いただきたい。</p> <p style="text-align: right;">(栃木市農業委員会)</p> <p>農業従事者の高齢化や後継者不足、不在地主の増加等により、遊休農地の発生が今後ますます懸念される。遊休農地の再生利用のために個人や団体が取り組むにあたって、補助を受ける要件を緩和し、遊休農地再生事業経費に見合う補助額を確保し、補助制度を利用する受け皿を広げられるよう考慮いただきたい。</p> <p style="text-align: right;">(壬生町農業委員会)</p>
(2)新規参入の促進について	<p>農業への新規参入については、農業の魅力を伝えること及び将来に希望を持って農業に取り組めることが大切である。</p> <p>近年の農業は機械化が進み、先端技術を活用した新たな農業であるスマート農業等の推進もされ、農業の生産性や農業の労働条件も様変わりしている。</p> <p>また、農業所得の向上には、地域ブランドによる付加価値化、収益性の高い作物の導入、食品企業との提携による大規模作付など、継続的、安定的なシステムの構築が重要である。</p> <p>農業への新規参入促進のため、農業の魅力と省力化、自動化している農業実態をPRするとともに、農業経営確立に向けた支援や所得安定の施策を推進するよう提案する。</p> <p style="text-align: right;">(栃木市農業委員会)</p>
(3)野生鳥獣の被害対策について	<p>野生鳥獣による農作物被害は、農家の営農意欲を減退させ、離農の増加、耕作放棄地の増加につながりかねない。</p> <p>イノシシの住処となる河川区域の雑木、竹林の伐採除去などにより被害が減少している地域がある一方で、新たに被害が発生するようになった地域もある。</p> <p>野生鳥獣による農作物被害の減少のため、河川区域の雑木、竹林の伐採除去の継続とわなの増設の支援を要望する。わなの増設の際には、見回りの負担の軽減・効率化につながる遠隔監視や遠隔操作が可能となる機器の導入支援を要望する。</p> <p style="text-align: right;">(小山市農業委員会)</p>

項 目	要 請 の 内 容
(4) 圃場整備の推進について	<p>圃場の未整備地区では、小区画の農地が多く、農道も狭いため、大型機械が入れず、生産性が上がらないことから、担い手が見つかりにくい。また、農地の大区画化や担い手への農地集積・集約化を進める上で境界を示す空木（境界木）が支障となっている。</p> <p>作業の効率化と生産性の向上のため、圃場の大区画化、用排水路の整備、農道の整備に対する支援と併せて空木（境界木）に代わる地中マーカー（埋設杭）の活用支援を検討願いたい。</p> <p style="text-align: right;">(小山市農業委員会)</p>
(5) 農産物の価格補償について	<p>農業従事者の高齢化による離農は、適正な農地の保全・管理を阻害し、耕作放棄地の増加につながることから、農業に従事する者の確保が重要である。農地を持続的に守っていくためには、農業を志す者を増やし、農業を諦める者を減らす必要がある。</p> <p>農業経営の安定のため、天候や国際情勢などの価格変動の影響を受けても農産物の価格安定につながる最低価格補償などの支援策について、県から国への働きかけを要望する。</p> <p style="text-align: right;">(小山市農業委員会)</p>
2 担い手対策	
(1) 農地の利用集積について	<p>担い手等への農地の利用集積については、昨年度に人・農地プランの実質化が進められ、地域の中心経営体や担い手等を明確にしたプランが策定された。</p> <p>地域の現状は、顔見知りで身近な人に貸している方が多いなど、農業者の意識や考え方の違いから、中心経営体等への農地の集積が進んでいない。</p> <p>このため、近い将来到来する担い手不足等の地域の農業問題を発信し続け、担い手や中心経営体に理想的集積ができるよう、農地の貸借情報の共有及び地域全体の農業維持を考えていく体制構築が必要。</p> <p>については、人・農地プランの実質化後、確実に実行していくため、地域担い手代表等と関係機関が一体的になった地域実行組織の設置を検討されるよう提案する。</p> <p>まずはモデル地区での取り組みを実行し、そこで得た集積・集約化の手法を基に他地区でも進められるよう併せて提案する。</p> <p style="text-align: right;">(栃木市農業委員会)</p>
(2) 担い手対策について	<p>担い手の対策については、特に学生や若い人に農業の魅力を伝えることが大切である。農業の現状は、労働量に見合った収入がなかなか得られない印象があり、加えて農業機械等への多額の投資も必要とすることから、農家の子息も就農しない状況が多く見られる。</p> <p>しかしながら、農業は本人が努力しただけ成果が上がり、やり方次第で多くの収入も得られる魅力のある職業である。</p> <p>これから農業経営は、人を雇い、休日を取りながら高所得を上げていくことが次世代の農業経営であり、更に経営者として経営感覚を</p>

項 目	要 請 の 内 容
	<p>高めることが必要となっている。これらが農業の魅力となって今後の担い手の確保につながると思われる。</p> <p>については、農家の後継者を中心に学生や若い人をターゲットとし、法人化を目指し地域の担い手として育成していく体制の構築について検討いただきたい。</p> <p style="text-align: right;">(栃木市農業委員会)</p>
(3)後継者対策について	<p>担い手の育成や新規就農者に対する支援体制の強化を要望する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①規模拡大もしくは高収益作物・スマート農業を導入する経営者への補助制度の充実・強化 ②親元就農者を対象とした補助制度の拡充 ③新規参入者及び新規就農者に対する認定の簡素化・支援の充実及び指導の強化 <p style="text-align: right;">(下野市農業委員会)</p>
3 その他	<p>新型コロナウィルスによる感染拡大は、未だ収束の見通しが立たず、農業分野においても多大な影響を及ぼしているが、農業者が感染した場合において、農産物の出荷等生産体制の維持に対する不安が多く寄せられている。</p> <p>については、農業者が安心して営農活動を継続できるための対応策等を講じられるよう要望する。</p> <p>併せて、収束にはまだ長い期間を要すると考えられるため、今後も柔軟な対応策を緊急に措置されるよう要望する。</p> <p style="text-align: right;">(栃木市農業委員会)</p>
	<p>昨今の自然災害はいつ、どこで発生してもおかしくない状況で、災害による農業収益の減少及び農地や農業設備の復旧に伴う農業者への経済的負担に対する支援の強化と拡充を要望する。</p> <p>新型コロナウィルス感染症が長期化している状況で、農作物の販売が不振となり、米価も安くなり、農家の経営も厳しい状況にある。農家に対する支援をぜひお願いしたい。</p> <p style="text-align: right;">(下野市農業委員会)</p>

5. 塩谷地方農業振興協議会

項目	要請の内容
1 担い手への農地利用の集積・集約化について	<p>農地中間管理機構が行う「農地中間管理機構関連農地整備事業」について、採択要件（採択前の全農地の中間管理権設定及び集積率・集約化率等の細部要件）のハードルが高く事業化が困難であるため、農業者が取り組みやすいように採択要件緩和の働きかけを要望する。</p> <p style="text-align: right;">(さくら市農業委員会)</p> <p>農業者の高齢化が進む中、これから農業を担う認定農業者への優遇措置、また新規就農者が定着し自立できるようにするための国と連携した支援策の強化を要望する。</p> <p style="text-align: right;">(矢板市農業委員会)</p> <p>農地の集約化のために農地の畦畔除去、段差解消等による作業の効率化、それに合わせた水路の改修のための予算化を要望します。また、圃場整備未実施地は、機械の大型化が進んだ現状の農作業に対応しておらず、農地集積のための新たな土地改良事業の予算化を要望する。</p> <p style="text-align: right;">(高根沢町農業委員会)</p>
2 新規就農者への支援について	<p>新規就農を目指す者が参入し易い状況を作るため、要件の緩和、離農者の農地や農業用機械の譲渡等を調整する仕組み作りのための支援施策の拡充を要望します。</p> <p style="text-align: right;">(高根沢町農業委員会)</p>
3 農地保全、遊休農地発生防止・解消対策について	<p>遊休農地解消支援に係る事業の継続と発生防止について具体的な支援対策の実施を要望する。</p> <p style="text-align: right;">(さくら市農業委員会) (塩谷町農業委員会)</p>
4 防災・減災対策について	<p>農地集約化の妨げとなる遊休農地、荒廃農地の維持管理ができる個人のための補助金等の支援と、地域に対する公的機関による維持管理支援ができる施策を要望する。</p> <p style="text-align: right;">(高根沢町農業委員会)</p> <p>近年、豪雨や暴風、降雹などの自然災害による農業被害が多発していることから、水利施設等の計画的な機能保全対策、「防</p>

	<p>災重点ため池」の点検整備など防災・減災のための対策や被災した場合の早期復旧に向けた支援対策を充実されるよう要望する。</p> <p>(さくら市農業委員会) (塩谷町農業委員会)</p>
5 担い手の確保・育成支援について	<p>地域の安定的な生産体制を維持するため、労働力不足の解消に向けた農業者が取り組みやすい事業の構築を要望する。</p> <p>(さくら市農業委員会)</p>
6 その他	<p>担い手の減少を見据えて、営農組織設立のための予算化を要望する。</p> <p>(高根沢町農業委員会)</p> <p>獣害対策として地元の猟友会にわなや銃による捕獲を依頼しているが、会員の縮小、高齢化による殺処分の労力、わなの修理代など肉体的、経済的に大きな負担となり駆除が進まない状況にある。猟友会に頼るだけでなく、多くの人が容易にわなをかけられるよう講習会などの環境を整備していただくとともに、農作物被害を食い止める抜本的な取り組みを要望する。</p> <p>(矢板市農業委員会)</p> <p>農業用ドローンが普及しつつあるので、操作方法の指導などを行う指導員の育成等、普及のための支援を要望する。</p> <p>県産米をブランド米として海外へ積極的に輸出するための販路を開拓する施策の実施を要望する。</p> <p>日本酒の海外での人気が高まり、今後も継続した需要が見込める状況から、輸出強化の支援を行うと共に、米農家の作付け転換として酒米の生産を増やす施策を要望する。</p> <p>(高根沢町農業委員会)</p>

6. 那須地方農業振興協議会

項目	要請の内容
1 担い手の育成対策について	<p>(1) 農業後継者対策として、担い手の育成や新規就農及び親元就農をより一層推進するため、就農支援の充実と就農後における実践的・継続的なサポート体制の強化を要望します。</p> <p>併せて、営農安定のため地域に合った農作物の選定や価格の安定に対する価格補償等の支援を要望します。</p> <p>また、農業後継者への結婚支援を強力に推進されるよう要望します。</p> <p>(那須町農業委員会)</p>
2 農業後継者の育成・確保対策について	<p>農業者の高齢化に伴う後継者の確保が深刻な課題となっているため、次の事項について要望します。</p> <p>(1) 親元就農への支援について 親元就農者等幅広い新規就農者が利用できる就農から経営確立までの長期的な経済支援等、安心して農業を始めることができる必要な支援の拡充を要望します。</p> <p>(2) 女性農業者の参入の支援について 女性の就農を促進する上で、高機能の仮設トイレや軽量で安全な機械の導入が必要であると考えられるため、これらの取得費用の支援等、女性の就農促進に必要な支援の拡充を要望します。</p> <p>(3) 農業法人や集落営農組織、営農集団に対する支援について 大規模経営が可能な農業法人や集落営農組織、営農集団は、農地の保全や担い手対策に有効であるため、法人や組織に対する支援の継続を要望します。</p> <p>(那須塩原市農業委員会)</p>
3 新規就農者支援について	<p>(1) 経験が少ない新規就農者には、経営を軌道に乗せるために様々な支援が求められる。新規就農における不安要素は数えれば多くあげられますが、特に機械購入の際に価格の3／4補助など財政面で県が手厚く支援することができないか検討願います。</p> <p>(大田原市農業委員会)</p>

4 女性農業者に対する支援について	<p>(1) 新たな女性農業者の育成のためには安心して就農できる環境づくりに向けた県の支援が必要である。</p> <p>また、農業関係組織では男女共同参画の意識が低いので、女性の立場に理解が深まるような方針や施策の策定を要望します。</p> <p style="text-align: right;">(大田原市農業委員会)</p>
5 中小規模農家の経営維持と支援について	<p>認定農業者や中心経営体等の大規模の農家は資金、機械・施設の導入等の各方面におきまして、国の支援の対象をなっていますが、本市で大半を占める中小規模の農家への支援は手薄となっているため、次の事項について要望します。</p> <p>(1) 中小規模の農家に対する農業用機械等の導入の支援について 中小規模の農家は、農業用機械の更新費用の負担が大きいなど経営状況が厳しいため、農業用機械・施設の導入の支援を要望します。</p> <p>(2) 新型コロナウィルスに関連しての支援について 昨年から農畜産物の販売量及び売上金額の減少が続いており、コロナの収束の見通しが立っていない状況では、回復までには相当の期間を要すると思われ、営農継続が困難な状況となっています。 併せて、農業労働力の確保が課題であり、特に外国からの労働者の受け入れが困難になっている状況です。 国の対策と連携し、地域農業者・団体の声を聴いて、収入の減少を補てんする経済面の支援をはじめとした、きめ細かな支援策の構築を要望します。 また、この機会に、農畜産物の自給率の向上を視野に入れた、作目の生産振興推進の取組を要望します。</p> <p>(3) 多面的機能の維持・保全に係る支援について 農家の高齢化により、多面的機能支払交付金に係る事務の負担が大きくなっていますが、また、農家の減少も重なり活動組織が減少しております。については、高齢者や小規模農家等でも導入が可能な多面的機能支払交付金制度の更なる簡素化や単独事業の創設等を行い小規模で簡易な内容でも簡単に、かつ、継続的に多面的機能の維持や保全が実施できるよう要望します。 また、高齢者や兼業農家等を対象に水管理、除草、耕起等、部分的な農作業の受託を含む地域営農集団的な組織化を指導する体制の構築を要望します。</p> <p style="text-align: right;">(那須塩原市農業委員会)</p>

6 生産振興対策について	<p>(1) 農業原材料などの国際的な価格変動により、農畜産物の資材・飼料等が高騰して経営を圧迫していることから、農家等への価格補てん等の支援を要望します。</p> <p>(2) また、米の転作作物として飼料用稻、飼料用米の生産が奨励されているが、土地利用型農業に対する大規模面積を消費できる作物の推進、作物に対する助成金等の施策を要望します。</p> <p>(3) 収益性の高い畜産経営確立のため、草地畜産基盤整備事業及び畜産クラスター事業の着実な推進と予算確保など、自給飼料の生産・利用拡大や規模拡大のための支援を要望します。</p> <p style="text-align: right;">(那須町農業委員会)</p>
7 農地バンク事業の満足度向上について	<p>(1) 次世代の担い手が農地集積・集約を進めていくためには、農地バンクの補助事業の満足度が高くないと効率的な取組につながらない。また、貸し手に有利な農地バンク制度であれば遊休農地にしておくこともなくなる。については、農地バンク事業に係る支援について、農家の要望、意見を取り入れた補助制度見直しについて要望します。</p> <p style="text-align: right;">(大田原市農業委員会)</p>
8 農地バンク事業等の利便性の向上について	<p>担い手への農地の集積・集約の目標（令和5年に8割）を達成するため、今後は農地バンクを軸に推進することが検討されていますが、更なる農地バンク利用率の向上のため、次の事項について要望します。</p> <p>(1) 機構集積協力金の充実化について 農地の貸借において、農地バンクを利用する際、一定の要件を充足すると機構集積協力金（地域集積協力金、経営転換協力金）の交付対象となります。農地バンクの利用をより一層推進するため、貸し手、借り手の双方がメリットを享受できるよう、協力金の充実化を要望します。</p> <p>(2) 条件の悪い農地の貸借の支援について 条件の悪い農地については、貸付の意向がある場合も、農地バンクの借入要件に合致せず農地バンクの利用ができません。また、このような農地は、一般的の貸借も難しく、やがて遊休農地になってしまうことが危惧されるため、借入要件の緩和を要望します。</p> <p style="text-align: right;">(那須塙原市農業委員会)</p>
9 農業基盤整備対策について	<p>(1) 基盤整備事業については、山間地のため工事費が嵩む等の問題があり、事業が進んでいない現状にあるため、事業採択にあたり中山間区域の拡大及び条件緩和を図るよう要望します。</p> <p style="text-align: right;">(那須町農業委員会)</p>

10 農業と観光対策について	<p>(1) 農業と観光の組合せによるグリーン・ツーリズム（農業体験・農家民宿・農家レストラン）事業に対し県指導による取組、PR活動を行うとともに、グリーン・ツーリズム取組農家の支援を要望します。</p> <p style="text-align: right;">(那須町農業委員会)</p>
11 遊休農地対策について	<p>(1) 現在県では、遊休農地の解消・防止に向けた補助事業がないように思われる。新たな制度設計について要望する。</p> <p style="text-align: right;">(大田原市農業委員会)</p>
12 遊休農地の再生支援について	<p>本市の遊休農地は約29ha存在し、再生される農地もあれば新規発生する農地もあり、ここ数年総面積は横ばいの状況が続いています。今後は高齢化や後継者不足により増加が危惧されますが、発生後早い段階で対策を講じる必要があるため、次の事項について要望します。</p> <p>(1) 遊休農地の再生支援について</p> <p>現行の「遊休農地再生支援事業」は、本人が遊休農地を再生する場合や賃貸借の場合を対象外としていますが、農地が荒廃した状況で借り手を探すのは難しいため、本人の場合も対象とするほか地域で再生に取り組めるよう、支援制度の充実を要望します。</p> <p style="text-align: right;">(那須塩原市農業委員会)</p>
13 条件不利農地の改善事業について	<p>農家の高齢化に伴い条件が悪い小規模な農地については、貸したくとも借り手がなく、やがては遊休化してしまいます。</p> <p>また、中山間地域の農地については、条件が悪く、小面積の遊休化が進んでいる現状が見られますので、次の事項について要望します。</p> <p>(1) 簡易な基盤整備の支援について</p> <p>条件不利農地に関して、受益戸数が少人数の場合も区画整理や農道整備が行えるよう、耕作条件改善事業の利便性の向上や独自の補助制度の創設を要望します。</p> <p>(2) 保全対策に係る支援について</p> <p>条件不利農地の保全対策（花いっぱい運動等）の拡充を要望します。</p> <p style="text-align: right;">(那須塩原市農業委員会)</p>
14 中山間地域における農地集積・集約支援について	<p>(1) 補作ができず農地利活用が制限を受ける農地が多い中山間地域では、個人の担い手への農地集積・集約が難しい状況にあります。今後、中山間地域では、地域営農組織を作り、地域が共同作業で農地を守っていくことが有効な対策であると考えます。</p> <p>については、中山間地域における地域営農組織を立ち上げる際に、平地とは別に、税制面の特例措置、補助金等の上乗せ制度の創設を要望します。</p>

	(大田原市農業委員会)
15 鳥獣被害の対策について	<p>有害鳥獣の個体数の増加及び生息域の拡大に伴い、農作物の被害は今後も増加することが推測されます。特に中山間地域では鳥獣被害により営農意欲が減退し、耕作放棄地や何も作付けされなかった農地が増加しているため、次の事項について要望します。</p> <p>(1)広域での被害防止に係る支援について 個人での被害対策には限界があり、将来に渡って安心して農業経営が持続できるよう、広域での有効な被害防止施策の構築など支援の拡充を要望します。</p> <p>(2)有害鳥獣の駆除に係る支援について 有害鳥獣の個体数の減少を図るために、捕獲用柵の増設等有効な駆除方法の検討、通年での対策の実施及び狩猟者に対する補助等の拡充を要望します。</p>
	(那須塩原市農業委員会)
16 有害鳥獣対策について	<p>(1)有害鳥獣による農作物被害を減少させるため、ＩＣＴ技術の促進と導入に向けた支援を要望します。</p> <p>(2)有害鳥獣対策を目的として、狩猟免許を取得する者に対し、免許取得時、更新時や猟具等の経費を補助し、取得者が継続して対策にあたれるよう支援を要望します。</p>
	(那須町農業委員会)
17 新型コロナウイルスに係る支援対策について	<p>(1)新型コロナウイルス感染症の世界的な流行に伴うあらゆる活動の自粛制限などにより、農業分野においても多大な影響が発生している。 一時的の爆発的な感染は峠を越えたと思われるが、収束にはまだまだ長い期間を要すると思われる。 現状を的確に把握し、今後も関係農家への経済対策を含め経営指導・支援に万全を期されるよう要望します。</p>
	(那須町農業委員会)
18 県より国に対して要望されたい事項	<p>(1)2011年福島第1原子力発電所事故に起因する放射性廃棄物の処理については、国が責任をもって最後まで対応していくよう要望します。</p> <p>(2)国道の道路区域における農地に面した法面について、害虫防除及び農業者の安全確保のため、定期的な除草等を行うなど、適正な維持管理が図られるよう要望します。</p>
	(那須町農業委員会)

19 その他	<p>(1) コシヒカリに代わる水稻品種の育成について 本市では半世紀コシヒカリが主力品種となっています。この間なすひかりととちぎの星が育成されました、主力品種には至っていません。他県では良食味品種が育成され有利販売につなげていることから、極良食味で耐暑性があり、栽培しやすい品種の育成及び他県に負けない産地維持を要望します。</p> <p>(2) 温室効果ガス削減に関する農業支援について 国から脱炭素ロードマップが示されていますが、その中で農林業のカーボンニュートラルへの貢献度は大きいものがあると思われます。 本県農業の有利性を確保し、かつ、増大させるため、先行して各種の支援策を講じていただきたく、積極的な施策の推進を要望します。 現行の環境保全型農業直接支払交付金の趣旨は、地球環境問題に配慮しており、たいへん評価できるものと考えますが、県独自のより手厚い支援策の検討を要望します。</p> <p style="text-align: right;">(那須塩原市農業委員会)</p>
--------	---

7. 南那須地方農業振興協議会

項 目	要 請 の 内 容
1 担い手への農地集積・集約化について	<p>農業委員と農地利用最適化推進委員が連携し、農地利用の最適化に取り組んでいるが、農家間の意識や意欲の格差などから、農地の集約等がなかなか進展しない。さらに、令和元年の台風19号において被害を受けた農地については期間満了を待たずに返還されている現状があることも併せて考慮いただき、最適化の取り組みが円滑に実施できるよう支援の強化を要望する。</p> <p>また、農地中間管理事業については、貸借しやすい環境の整備（農振農用地に限定とか、借り手がいなければ事業が実施できない等の要件の緩和等）に努めるよう働きかけを要望する。</p> <p style="text-align: right;">(那須烏山市農業委員会)</p> <p>　　担い手への農地の集積を図るため、借り手に対する奨励金制度の創設・充実を図られたい。</p> <p>　　中山間地域は立地条件が悪く、耕作不利地が多いので、平地との格差を設けた施策が必要であり、農地の集積・集約化を進めるにあたっては、地域の実情に即した方策を講じられたい。</p> <p>　　農地中間管理事業など貸し手への支援策については、継続できるよう県単位での補助制度を創設されたい。</p> <p style="text-align: right;">(那珂川町農業委員会)</p>
2 耕作放棄地の発生防止・解消について	<p>農村環境を守る観点から、耕作放棄地の発生防止・解消対策については支援策の充実を要望する。</p> <p style="text-align: right;">(那須烏山市農業委員会)</p> <p>　　農業従事者の高齢化や後継者不足が進む中、耕作放棄地の発生防止・解消には、担い手農家の育成や集落営農の取り組み、新規参入の促進が必要であるため、地域農業を守る多様な主体の育成支援策を引き続き講じられたい。</p> <p style="text-align: right;">(那珂川町農業委員会)</p>
3 担い手の確保育成について	<p>意欲ある農業後継者、とりわけ親元就農者に対しての十分な補助制度が確立され、予算措置が図られるよう要望する。</p> <p style="text-align: right;">(那須烏山市農業委員会)</p> <p>　　中山間地域では、有機農業者の参入が期待できることから、技術の習得の場や販路の確保等の支援策を講じられたい。新規参入を希望しても農地の確保や技術の習得、資金の確保な</p>

	<p>どが障壁となっている。新規参入後も、地域に溶け込み安定した営農ができるよう、農業次世代人材投資事業等の継続的な予算の確保及び生産技術や経営管理能力の向上にむけた取り組みへの支援措置及び遊休施設機械を有効活用できる施策の充実を図られたい。</p> <p>(那珂川町農業委員会)</p>
4 鳥獣害対策について	<p>有害鳥獣による農作物等への被害は、経済的打撃はもちろんのこと、農業者の耕作意欲も低下させ耕作放棄地の増大へと繋がることが懸念されることから、有害鳥獣の捕獲と防除の両面への経済的支援措置の強化、市町を超えた広域的な連携強化を要望する。</p> <p>(那須烏山市農業委員会) (那珂川町農業委員会)</p>
5 その他	<p>水田営農対策については、平成30年産から生産調整対策の見直しが行われたが、意欲ある農業者が将来にわたって安心して営農に取り組むことができるよう経営所得安定対策等の継続や県独自の支援策を要望する。</p> <p>(那須烏山市農業委員会) (那珂川町農業委員会)</p> <p>担い手農家だけでなく、兼業農家や小規模農家への支援措置を行うなど規模や立地などの条件を考慮して施策を講じられたい。</p> <p>中山間地域等直接支払制度及び多面的機能支払交付金制度の継続を要望する。</p> <p>「農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の特例」や「肉用牛の売却による農業所得の課税の特例」など、適用期限が到来するものについては特例措置の継続を図られたい。</p> <p>新型コロナウイルス感染症で影響を受けたが国の事業要件に該当しない農畜産物生産者への所得補償等の制度を県独自に創設し支援を図られたい。</p> <p>スマート農業のさらなる推進を図られたい。</p> <p>(那珂川町農業委員会)</p>

8. 安足地方農業振興協議会

項目	要請の内容
県知事特認の中山間地への支援について	<p>①足利市の県知事特認の中山間地域は、天水及び揚水ポンプで確保した水を狭小農地の周囲に張り巡らせた水路へ流し、耕作するケースが大半です。これらの水路を、少ない担い手で維持管理するには限界がきています。多面的機能支払交付金の対象とならない当該中山間地域の水路維持活動に対する支援をお願いしたい。</p> <p>②農業用機械の導入を目的とした既存補助事業は、規模拡大や農地集積の要件が付され、当該中山間地域にはなじまない。地理的条件の不利な地域にポイントが上乗せされるメニューもありますが、個々の農家では申請できない等、活用しにくい。当該中山間地域の営農が継続できるよう、事業内容を見直す等、県知事特認が享受できる事業の創設をお願いしたい。</p> <p style="text-align: right;">(足利市農業委員会)</p>
農地中間管理事業について	<p>増加する相続未登記地の対策として、不動産登記法の改正により登記が義務化され、また、農業経営基盤強化促進法及び農地法の運用改正により、所有者不明及び相続人が一人でも農地中間管理機構に貸付けできることとなりました。しかし、機構への利用権設定までの手続きが煩雑で時間を要するため、円滑に農地中間管理機構が借受けでき、農地の流動化が加速するよう制度の見直しをお願いしたい。</p> <p style="text-align: right;">(足利市農業委員会)</p>
農地法の下限面積要件の緩和について	<p>農地の売買については、農地法に定める下限面積か各市町村で定める別段面積を満たさないと売買できないと規定されています。しかし、公共事業（道路整備）等で取り残されたり、住宅に囲まれた狭小農地は、隣地農地の所有者や隣地居住者が活用しなければ遊休農地化する可能性が高いため、上記の場合の面積要件を撤廃する特例措置を講じていただきたい。</p> <p style="text-align: right;">(足利市農業委員会)</p>
圃場整備に対する支援について	足利市では、百頭・県（あがた）地区における圃場整備の計画設計事業（国庫）が採択となり、圃場の大区画化の実現

	<p>に向けて、地元農業者と関係機関が連携し協議を重ねています。さらなる担い手への集積・集約のために次期候補地の検討も始めており、引き続き圃場整備事業の推進と、取組みを希望する地域への支援強化をお願いしたい。</p> <p>(足利市農業委員会)</p>
農業経営基盤強化促進法における利用権申出要件の緩和について	<p>農業経営基盤強化促進法による利用権設定を申し出る際は、同法第18条第3項第4号の規定で、数人の共有に係る土地の場合は過半を超える土地所有者の同意が必要とされています。これに対応するために、相続人の調査や遠方居住者とのやり取り等、過半の同意取得に時間と労力を要しているため借受者が借受けを放棄してしまい、農地が遊休化する恐れがあります。そのため、例えば固定資産税支払対象者1名でも可とするような、申出要件の緩和をお願いしたい。</p> <p>(足利市農業委員会)</p>
施設等導入事業（県単独事業）の採択要件の緩和について	<p>園芸大国とちぎづくりフル加速推進事業（県単独事業）では、同品目で受益農家3戸以上という採択要件となっており、要件が揃うまで農業者は申請できない状況にあります。異品目の組み合わせでも、地域の特色を活かした品目等の生産拡大という当該事業の目的は達成できると思われるため、採択要件の緩和をお願いしたい。</p> <p>(足利市農業委員会)</p>
農業委員及び農地利用最適化推進委員へのタブレット型端末機導入支援について	<p>令和3年度、コロナ禍における総会の円滑な実施のため、Web会議にも対応できるタブレット型端末機のリースを国から受けました。タブレットの活用は、総会をはじめとする会議資料の印刷及び郵送の労力と経費削減にもつながりますが、農業委員会法に位置付けられた農地等の利用の最適化活動（人・農地プラン実質化協議、農地利用状況調査、農地の貸借・売買相談等）を行ううえで、地図や調査票等、紙媒体ではタイムリーな情報更新と蓄積・共有ができないなど、現場活動に最も支障が生じています。そのため、農地利用最適化推進委員も含め、現場での活用を想定した機能を有するタブレットの導入が早期に求められていますので、導入費用及び維持運営費への助成をお願いしたい。</p> <p>(足利市農業委員会)</p>
遊休農地の発生防止・解消	令和3年度、遊休農地の再生に要する経費を直接的に支援

支援事業の復活について	てきた国庫補助事業の内容が組み換えとなり、また、県単独事業が廃止される見込みですが、遊休農地は担い手への農地の集積を妨げ、獣害の発生、ゴミの不法投棄、自然環境や景観への悪影響等の根源となるため、農業者は、再生利用に係る直接経費の支援を望んでいます。抜根を伴わなくても助成対象になる、より利用しやすい制度へと見直したうえで、事業の復活をお願いしたい。 (足利市農業委員会)
遊休農地対策について	特に中山間地域は狭小農地が多いため、規模拡大や集積が難しく、耕作放棄地となってしまうケースも数多くあります。耕作放棄地を無くすための優遇措置の確立及び委員活動に対するより一層の支援をお願いしたい。 (佐野市農業委員会)
鳥獣害対策について	耕作放棄地の増加に伴い、鳥獣による農作物被害も多くなっています。特にサルについては、人間や人里が怖いという認識がなく、鳥獣害被害は減りません。個人の対策に加えて、地域の広域的な対策が必要であり、鳥獣害対策の支援強化をお願いしたい。 (佐野市農業委員会)
新規就農者への支援について	担い手不足が深刻化し、新規就農者の確保が難しくなっている中、就農後早く安定した農業経営を行っていくように周囲のサポートが必要です。法人や農業団体が支援、協力できるような体制の確立、営農支援の充実をお願いしたい。 (佐野市農業委員会)